

愛知県社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱

第1 通則

愛知県社会福祉施設等施設整備費補助金（以下「補助金」という。）は、社会福祉施設等の施設整備の振興を図るため、整備事業を国が定める「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について」（平成17年10月5日付け厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知）の対象として行う者（以下「補助事業者」という。）に対し、実施に要する経費の一部を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 社会福祉施設等施設整備費補助金

（交付の目的）

1 社会福祉施設等施設整備費補助金（以下この章において「整備費補助金」という。）は、「生活保護法」（昭和25年法律第144号）、「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

（定義）

2 第2において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。

| 区 分 | 大 分 類 | 中 分 類 | 小 分 類 |
|---|-------------|--------------------------------|-------|
| (1) 生活保護法第38条に基づく保護施設 | 保護施設 | 救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供施設 | |
| (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に基づく授産施設（(1)による授産施設を除く。） | 社会事業授産施設 | | |
| (3) 障害者総合支援法第5条第1項に基づく障害福祉サービス | 障害福祉サービス事業所 | | |

| | | | |
|---|---|---|--------------|
| <p>事業（同条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援若しくは同条第14項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設（以下「障害福祉サービス事業所」という。）並びに同条第11項に規定する障害者支援施設</p> | <p>障害者支援施設</p> | | |
| <p>(4) 障害者総合支援法第5条第2項に規定する居宅介護、同条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護、同条第5項に規定する行動援護（以下「居宅介護」という。）、同条第8項に規定する短期入所、同条第15項に規定する就労定着支援、同条第16項に規定する自立生活援助、同条第17項に規定する共同生活援助及び同条第18項に規定する相談支援を行う事業所</p> | <p>居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 （以下「居宅介護事業所」という。） 短期入所事業所 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所 共同生活援助事業所 相談支援事業所</p> | | |
| <p>(5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第</p> | <p>身体障害者社会参加支援施設</p> | <p>補装具製作施設 盲導犬訓練施設 視聴覚障害者情報</p> | <p>点字図書館</p> |

| | | | |
|---|---|---------------------------|--|
| 1項に基づく身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設に限る。） | | 提供施設 | 聴覚障害者情報提供施設 |
| (6) 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（同条第2項に規定する児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービスに限る。）を行う事業所及び第7条に規定する障害児入所施設及び児童発達支援センター | 児童福祉施設 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 | 障害児入所施設 児童発達支援センター | 福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設 福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター |
| (7) 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援、同条第6項に規定する保育所等訪問支援及び同条第7項に規定する障害児相談支援を行う事業所 | 居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所 | | |
| (8) 障害者総合支援法第5条第28項に基づく福祉ホーム | 福祉ホーム | | |
| (9) 平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」に基づく応急仮設施設 | 応急仮設施設 | | |

| | | | |
|---|------------|--|--|
| (10) 社会福祉法第2条第3項第8号に基づく無料低額宿泊所 | 無料低額宿泊所 | | |
| (11) 生活保護法第30条に規定する日常生活支援住居施設 | 日常生活支援住居施設 | | |
| (12) 上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、厚生労働大臣が特に整備の必要を認めるもの | その他施設 | | |

3 第2において「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

(1) 第2の2の表第1号、第2号、第11号及び第12号に掲げる施設（以下「保護施設等」という。）並びに保護施設等に係る第9号の施設の場合

| 整備区分 | 整備内容 |
|--------|---|
| 創設 | 新たに施設を整備すること |
| 増築 | 既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。 |
| 増改築 | 既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築並びに倒壊等の危険性のある障害者施設等の耐震化及び津波対策としての高台への移転を図るための改築（以下「耐震化等整備」という。）を含む。）をすること。 |
| 改築 | 既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。 |
| 拡張 | 既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。 |
| 大規模修繕等 | 既存施設について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月1 |

| | |
|---------------------|--|
| | <p>8日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。</p> |
| <p>スプリンクラー設備等整備</p> | <p>平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。</p> |
| <p>老朽民間社会福祉施設整備</p> | <p>社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備をすること。</p> |
| <p>応急仮設施設整備</p> | <p>平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。</p> |

(2) 第2の2の表第3号、第5号及び第6号に掲げる施設（以下「障害福祉サービス事業所等」という。）並びに障害福祉サービス事業所等に係る第9号の施設の場合

| 整備区分 | 整備内容 |
|---------------------|--|
| <p>創設</p> | <p>新たに施設を整備すること</p> |
| <p>増築</p> | <p>既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること</p> |
| <p>改築</p> | <p>既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。</p> |
| <p>大規模修繕等</p> | <p>既存施設等について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。</p> |
| <p>スプリンクラー設備等整備</p> | <p>平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンク</p> |

| | |
|--|---|
| 老朽民間社会 福祉施設整備 | <p>ラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。</p> <p>社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備をすること。</p> |
| 応急仮設施設 整備 | <p>平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。</p> |
| 避難スペース 整備 (第5号に掲げる施設 の整備を除く。) | <p>平成25年2月26日障発0226第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。</p> |

(3) 第2の2の表第4号及び第7号の施設並びに同号の施設に係る第9号の施設の場合

| 整備区分 | 整備内容 |
|--------------|--|
| 創設 | 新たに施設を整備すること。 |
| 増築 | 既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。 |
| 改築 | 既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。 |
| 大規模修繕等 | <p>既存施設等について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。</p> |
| 応急仮設施設 整備 | <p>平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。</p> |

| | |
|---|--|
| 避難スペース 整備 (居宅介護及び相談支援を行う事業所の施設整備を除く。) | 平成25年2月26日障発0226第4号厚生労働整備省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。 |
|---|--|

(4) 第2の2の表第8号に掲げる施設の場合

| 整備区分 | 整備内容 |
|--------------|---|
| 大規模修繕等 | 既存施設について平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。 |
| スプリンクラー設備等整備 | 平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。 |

(5) 第2の2の表第10号に掲げる施設の場合

| 整備区分 | 整備内容 |
|--------|--|
| 大規模修繕等 | 既存施設について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」及び令和元年6月27日社援発0520第4号厚生労働省社会・援護局長通知「無料低額宿泊所における防火安全対策の推進に係る整備について」により整備すること。 |

(交付の対象)

4 整備費補助金は、次の事業を交付の対象とする。

次の表のア欄に定める施設の種類ごとに、イ欄に定める設置根拠等によりウ欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業

| ア 施設の種類 | イ 設置根拠等 | ウ 設置者 | エ 補助率 |
|----------|-----------|----------------|-------|
| (1) 保護施設 | 生活保護法第41条 | 社会福祉法人又は日本赤十字社 | 3/4 |

| | | | |
|--|-----------------|---|-------|
| (2) 社会事業授産施設 | 社会福祉法第2条第2項第7号 | 社会福祉法人 | 3 / 4 |
| (3) 障害福祉サービス事業所等 | | | |
| ア 障害福祉サービス事業所（療養介護を除く。） | 障害者総合支援法第79条第2項 | 障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人又は営利法人等。以下「社会福祉法人等」という。） | 3 / 4 |
| イ 障害福祉サービス事業所（療養介護に限る。） | 障害者総合支援法第79条第2項 | 社会福祉法人等 | 3 / 4 |
| ウ 障害者支援施設 | 障害者総合支援法第83条第4項 | 地方税法（昭和25年法律第226号）第348条第2項第10の4号及び第10の6号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人（社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人等。医療法人を除く。） | 3 / 4 |
| (4) 居宅介護事業所、短期入所事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所及び相談支援事業所 | 障害者総合支援法第79条第2項 | 社会福祉法人等 | 3 / 4 |
| (5) 身体障害者社会参加支援施設 | 身体障害者福祉法第28条第3項 | 社会福祉法人 | 3 / 4 |

| | | | |
|--|--|---|-------|
| (6) 児童福祉施設等 ア 障害児入所施設 | 児童福祉法第35条 第4項 | 社会福祉法人又は 日本赤十字社若し しくは公益社団法人 又は公益財団法人 | 3 / 4 |
| イ 児童発達支援センター | 児童福祉法第35条 第4項 | 社会福祉法人等 | 3 / 4 |
| ウ 児童発達支援事業所、放 課後等デイサービス事業 所 | 児童福祉法第34条 の3第2項 | 社会福祉法人等 | 3 / 4 |
| (7) 居宅訪問型児童発達支援 事業所、保育所等訪問支援事 業所及び障害児相談支援事 業所 | 児童福祉法第34条 の3第2項 | 社会福祉法人等 | 3 / 4 |
| (8) 福祉ホーム | 障害者総合支援法 第79条第2項 | 社会福祉法人等 | 3 / 4 |
| (9) 応急仮設施設 | 平成17年10月5 日社援発第1005010 号厚生労働省社会・ 援護局長通知「社会 福祉施設等における 応急仮設施設整備の 国庫補助の取扱いに ついて」 | 本表中の施設の種 類ごとに定められ ている設置者 | 3 / 4 |
| (10) 無料低額宿泊所 | 社会福祉法第2条第 3項第8号 | 社会福祉法人等 | 3 / 4 |
| (11) 日常生活支援住居施設 | 生活保護法第30条 | 社会福祉法人等 | 3 / 4 |

| | | | |
|-----------|-----------------|----------------|-------|
| (12)その他施設 | 別途厚生労働大臣が定める基準等 | 社会福祉法人又は日本赤十字社 | 3 / 4 |
|-----------|-----------------|----------------|-------|

(補助対象外経費)

5 整備費補助金は、施設整備費において次に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舎に要する費用
- (3) その他施設整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

6 整備費補助金の交付額は、次により算出する。

なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備については、次により算出された額を交付額とする。

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1又は別表1-2の第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等(営利法人を除く。))の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額を比較して少ない方の額を選定する。

イ 4の表のア欄に定める施設の種類(障害福祉サービス事業と障害児通所支援事業等との多機能型事業所として整備する場合には、4の表の①(3)ア、(6)イ若しくは(6)ウのいずれか一つの施設の種類)ごとに、別表1-1又は別表1-2の第1欄に定める種目ごとに第2欄により算出した基準額の合計を算出する。

ウ アにより選定された額に4の表のエ欄に定める補助率を乗じて得た額と、イにより算出した額とを区分ごとに比較していずれか少ない方の額の施設の種類ごとの額(以下「補助基本額」という。)の範囲内の額を交付額とする。

エ ただし、保護施設等に地域交流スペースの整備を行うときは、地域交流スペースに係る額を除いてアからウにより算定した交付額に、次の(ア)から(エ)のうちいずれか少ない額を加えたものを交付額とする。

(ア) 地域交流スペースに係る総事業費から地域交流スペースに係る寄付金その他の収入額を控除した額

(イ) 地域交流スペースに係る対象経費の実支出額

(ウ) 地域交流スペースに係る基準額

a 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合(bの場合を除く。)26,300千円(初度設備相当を併せて整備する場合は27,710千円)

b 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第12条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合36,580千

円（初度設備相当を併せて整備する場合は37,990千円）

c 防災拠点型地域交流スペースの場合（dの場合を除く。）35,600千円（初度設備相当を併せて整備する場合は39,410千円）

d 防災拠点型地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合、50,480千円（初度設備相当を併せて整備する場合は54,290千円）

（エ）地域交流スペースに係る都道府県又は指定都市若しくは中核市の補助額

（2）（1）以外の事業の場合については、施設ごとに次により算出するものとする。

ア 別表1-3及び別表4の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と、第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額を合算した額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（以下「補助基本額」という。）に、4の表のエ欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を交付額とする。

（3）次の表のア欄に定める区分ごとにイ欄に定める対象施設の種類の掲げる場合には、次のとおりとする。

ア 創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備の場合

（1）のうち「4の表のエ欄に定める補助率」とあるのは「（3）の表のウ欄に定める補助率」と読み替えて適用する。

イ ア以外の施設の場合

（1）のイ中「4の表のエ欄に定める補助率」とあるのは「（3）の表のウ欄に定める補助率」と読み替えて適用する。

| ア 区分 | イ 対象施設の種類 | ウ 補助率 |
|--|---|-------|
| 1 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合 | 児童福祉施設 | 4/5 |
| 2 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合） | 救護施設 障害者支援施設（生活介護又は自立訓練を行うものに限る。） 障害児入所施設 | 5/6 |

| | | |
|---|---|--------------|
| <p>3 地震防災対策特別措置法 (平成7年法律第111号) 第2条に規定する地震防災 緊急事業五箇年計画に基づ いて実施される事業のうち 、同法別表第1に掲げる社 会福祉施設(木造施設の改 築として行う場合)</p> | <p>救護施設 障害者支援施設(生活介護又は自 立訓練を行うものに限る。) 障害者入所施設</p> | <p>5 / 6</p> |
|---|---|--------------|

(経費の流用の禁止)

7 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

(申請手続)

8 規則第3条の規定による申請書等の様式は、様式第1号のとおりとし、その提出部数は正副2部とする。

なお、前年度以前から補助を受けている事業(継続事業)については、補助を受けた初年度の交付要綱に定める様式を用いること。

(申請の取下げ)

9 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から15日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

10 補助事業者は、次の補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめその内容を記載した変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

ア 建物の規模・構造(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)

イ 建物等の用途

ウ 入所定員又は利用定員

(2) 知事は、(1)の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

11 補助事業者は、補助事業を中止し、又は、廃止しようとする場合においては、知事の承認を受けなければならない。

(事業遅延の報告)

12 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合はその理由又は補助事業の遂行が困難となった場合はその理由及び遂行状況を記載した書類正副2部を知事に提出して、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

- 13 補助事業者は、施設整備に係る工事に着工したときは、様式第2号により工事に着工した日から7日以内に、また、工事の進捗状況については、様式第3号の報告書により毎年度12月末日現在の状況を翌月10日までに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

- 14 規則第13条に定める実績報告書及びこの添付書類の様式は様式第4号のとおりとしその提出部数は正副2部とする。

なお、前年度以前から補助を受けている事業（継続事業）については、補助を受けた初年度の交付要綱に定める様式を用いること。

- (2) (1)に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日から起算して20日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い期日までとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る県の会計年度の翌年度の4月20日までに別記様式第5号の報告書を正副2部知事に提出して行うものとする。

(補助金の交付)

- 15 補助金は補助事業の完了後交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を概算払又は前金払いにより交付することがある。

(交付の条件)

- 16 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(2) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。

(3) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金並びに公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。

(4) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(財産の処分の制限)

- 17 規則第20条ただし書に規定する知事が定める期間は、「補助事業等により取得し、又は効用の増大した財産の処分制限期間(平成20年7月11日付け号外厚生労働省告示第384号)」に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間とする。

(2) 規則第20条第2号に規定する知事の定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価30万円以上のものとする。

(3) 補助事業者が規則第20の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、知事はその交付した補助金の全額又は一部に相当する金額を納付させることがある。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らねばならない。

(消費税等仕入控除税額報告書)

18 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に関する消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額0円の場合を含む。）は、様式第6号の報告書正副2部を速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に提出しなければならない。

なお、知事に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を知事に納付しなければならない。

第3 実施細則

この要綱の実施に際し、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成4年1月28日に施行し、平成3年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成4年12月9日に施行し、平成4年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成6年1月31日に施行し、平成5年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成6年3月22日に施行し、障害者等生活基盤整備事業補助金に関する規定については平成5年12月15日から適用し、その他の規定については平成5年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成7年2月1日に施行し、平成6年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成8年1月5日に施行し、平成7年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成8年7月24日に施行し、平成8年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成10年1月12日に施行し、平成9年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成11年3月10日に施行し、平成10年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成11年3月24日に施行し、平成10年12月11日から適用する。

附則

この要綱は、平成12年1月20日に施行し、平成11年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成12年3月13日に施行し、平成11年12月9日から適用する。

附則

この要綱は、平成13年1月31日に施行し、平成12年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成13年3月21日に施行し、痴呆性高齢者グループホーム、地域交流スペース、介護予防拠点整備事業費補助金に関する規定については平成12年11月22日から適用し、中央省庁等改革関係法の施行に伴う変更規定については平成13年1月6日から適用し、その他の規定については平成12年6月7日から適用する。

附則

この要綱は、平成14年3月12日に施行し、平成13年4月1日から適用する。ただし、大規模修繕等、警察機関への非常通報装置等設置整備、第2の5の表中(7)カへき地保育所及び第2の5(4)に関する部分については、平成13年6月8日から適用し、第2の5(2)及び第2の5(3)に係る部分については、平成13年11月16日から適用し、第5 介護予防拠点整備事業費補助金及び別表3の表中、婦人保護施設及び情緒障害児短期治療施設に係る部分については平成14年2月8日から適用する。

附則

この要綱は、平成15年2月25日に施行し、平成14年4月1日から適用する。ただし、第2の5(2)に関する部分及び別表3の表中、保育所に係る部分については平成15年1月30日から適用する。

附則

この要綱は、平成15年10月1日に施行し、平成15年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成16年12月28日に施行し、平成16年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成18年2月15日に施行し、平成17年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成19年3月13日に施行し、平成18年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成20年1月22日に施行し、平成19年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成21年1月26日に施行し、平成20年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成22年2月18日に施行し、平成21年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成22年7月14日に施行し、平成22年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成23年8月18日に施行し、平成23年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成24年9月10日に施行し、平成24年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成25年7月26日に施行し、平成25年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成27年2月2日に施行し、平成26年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成27年12月15日に施行し、平成27年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成28年9月26日に施行し、平成28年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成29年1月27日に施行し、平成28年10月11日から適用する。

附則

この要綱は、平成29年7月20日に施行し、平成29年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成30年7月17日に施行し、平成30年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成31年3月1日に施行し、平成31年2月7日から適用する。

附則

この要綱は、令和元年7月19日に施行し、平成31年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和2年6月18日に施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和2年7月20日に施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和2年12月21日に施行する。

附則

この要綱は、令和3年9月10日に施行し、令和3年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和4年6月28日に施行し、令和4年4月1日から適用する。